

専利紛争の行政裁決及び調停弁法

第一章 総則

第一条 知的財産権保護の強化に関する党中央・国务院の決定・計画を貫徹し、社会主義市場経済秩序を守り、法に基づく行政を深く推進し、専利権者と社会公衆の合法的權益を保護し、専利紛争の行政裁決及び調停業務を規範化するために、「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国専利法実施細則」及び関連法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 専利業務管理部門による専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停には、本弁法を適用する。

専利業務管理部門は、専利紛争の行政裁決及び調停業務を展開する際に難題に遭遇した場合、上級の専利業務管理部門に専門的な指導を求めることができる。

第三条 専利業務管理部門は、専利権侵害紛争の処理にあたって、事実を根拠とし、法律を基準とし、公正・適時の原則に従うものとする。

専利業務管理部門は、専利紛争の調停にあたって、自由意思、合法の原則に従い、当事者が平等な協議を通じて調停合意に達するよう促すものとする。

第四条 専利業務管理部門は、専利行政裁決作業チームの構築を強化し、行政裁決に係る事件処理担当者の資格管理を厳格化し、行政裁決責任制を着実に実行し、専利行政裁決を規範的に展開するものとする。

事件処理担当者は、国务院専利行政部門又は省・自治区・直轄市人民政府から発行された事件処理資格証を所持するものとする。事件処理担当者は公務執行中にきちんとした服装を着用するものとする。

第五条 専利業務管理部門が指定した事件処理担当者は、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、自発的に忌避しなければならないが、当事者は、口頭又は書面にてその忌避を申し立てる権利を有する。

(一) 係争事件の当事者又は当事者、代理人の近親者である者。

(二) 係争専利出願人又は専利権と利害関係がある者。

(三) 係争専利の専利代理師又は審査官である者。

(四) 事件とその他の利害関係を持ち、公正な処理に影響を及ぼす可能性がある者。

事件処理担当者が当事者、代理人から供応や贈答を受け、又は規定に違反して当事者、代理人と面会した場合、当事者も口頭又は書面にてその忌避を申し立てる権利を有する。

当事者は忌避を申し立てる場合、理由を説明し、事件処理担当者リストを知った又は知り得べき日から遅くとも3営業日以内に提出するものとする。口頭審理を行うことが決定された場合は、遅くとも事件の口頭審理開始時に提出することができる。忌避事由が事件の口頭審理開始後に判明した場合は、口頭審理終結前に提出することもできる。事件処理担当者の忌避は、専利業務管理部門の責任者が決定する。忌避決定がなされる前に、忌避を申し立てられた人員は、緊急措置を講じる必要がある場合を除き、事件への参加を一時的に中止するものとする。

前記規定は、技術調査官、書記官、翻訳者、鑑定者、補助者に適用される。

第六条 専利権侵害紛争事件は、権利侵害行為地又は被請求人住所地の専利業務管理部門が管轄する。権利侵害行為地は、権利侵害行為実施地と権利侵害結果発生地を含む。

その他の専利紛争調停事件は、被請求人住所地の専利業務管理部門が管轄する。

第七条 省・自治区・直轄市の専利業務管理部門は、管轄区内の外国関係、香港・マカオ・台湾関係又は権利侵害行為地が2つ以上の地級行政区に関わる重大影響のある専利紛争の行政裁決及び調停事件を処理することができる。

専利管理業務量が大きくて実際の処理能力を持つ地級市・自治州・盟・地区及び直轄市の区の専利業務管理部門は、管轄区内で発生した専利紛争の行政裁決及び調停事件の処理に責任を負う。

第八条 専利業務管理部門は、管轄権に対して争議のある事件について、共通の上級の専利業務管理部門に一級ずつ報告し、管轄指定を求めることができる。

上級の専利業務管理部門は、事件の状況に応じて、下級の専利業務管理部門の管轄下にある専利紛争事件を上級部門に昇格させて処理することができ、管轄権のある下級の専利業務管理部門に専利紛争事件の管轄を指定することもできる。

国务院専利行政部門、専利業務管理部門は、法に基づき成立しかつ知的財産権管理の公共事務職能を有する組織に管轄区内の専利紛争の行政裁決及び調停業務の具体的な担当を委託することができる。

第九条 当事者は管轄権に異議がある場合、答弁書の提出期間中に申し立てるものとし、受理又は立件する専利業務管理部門は、管轄権異議申立書を受け取った日から5営業日以内に決定を下すものとする。異議が成立した場合は、管轄権のある専利業務管理部門に事件を移送して処理を行う旨の決定を下す。異議が成立しなかった場合は、管轄権の異議を却下する旨の決定を下す。

専利業務管理部門により、専利紛争事件が当該部門の管轄に属しないと判明した場合、立件しない。立件後に管轄範囲に属しないと判明した場合は、事件棄却の処理を行うものとする。同時に、事件の手掛かりを管轄権のある専利業務管理部門に移送して処理を行い、移送前に請求人に告知するものとする。

第十条 専利業務管理部門は、郵便送達、直接送達、差置送達、公示送達又はその他の方法を通じて関連法律文書と資料を送達することができる。

送達人の同意を得た上で、携帯電話のショートメッセージ、ファックス、電子メール、インスタントメッセージアカウントなどその受領を確認できる電子的手段によって送達することもできる。

第十一条 専利業務管理部門は、行政裁決及び調停業務の情報化建設、並びに関連データ管理を強化し、データ統合及び情報共有を強化するものとする。

第二章 行政裁決

第一節 事件処理手続

第十二条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理請求を申し立てる場合は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (一) 請求人は専利権者又は利害関係者である。
- (二) 明確な被請求人があり、被請求人は自然人、法人又は非法人組織であるものとする。
- (三) 明確な請求事項と具体的な事実、理由がある。
- (四) 事件を受理する専利業務管理部門の事件受理及び管轄範囲に属する。
- (五) いかなる当事者も当該専利権侵害紛争について人民法院に訴訟を提起しておらず、かつ双方当事者は他の紛争解決手段についても合意していない。

第一号にいう利害関係者は、専利実施許諾契約の被許諾者、専利権者の合法的承継人を含む。専利実施許諾契約の被許諾者のうち、独占実施許諾契約の被許諾者は単独で請求を申し立てることができる。排他的実施許諾契約の被許諾者は専利権者が請求しない場合、単独で請求を申し立てることができる。契約に別段の定めがあるか又は専利権者から別段の許諾を得た場合を除き、通常実施許諾契約の被許諾者は単独で請求を申し立てることができない。

第十三条 権利者が他人に専利権侵害の警告を発した場合、被警告者は、専利業務管理

部門に行政裁決処理請求を申し立てるか若しくは人民法院に訴訟を提起するよう書面にて権利者に催告し、又は被警告者は、書面にて非侵害の意見を権利者に表明し、権利者が当該書面による催告若しくは非侵害の意見を受け取った日から1か月以内に、又は書面による催告若しくは非侵害の意見がなされた日から2か月以内に、権利者が警告を取り下げず、専利業務管理部門に行政裁決の処理請求を申立せず若しくは人民法院に訴訟を提起しない場合、被警告者は権利侵害行為が成立するか否かに関する勧告的意見の発行を専利業務管理部門に請求することができる。

第十四条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理請求を申し立てる場合、請求書及び次の各号に掲げる証明資料を提出するものとする。

(一) 請求人主体資格証明。自然人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効な身分証明書を提出するものとする。法人、非法人組織の場合は、有効な営業許可書又は主体資格のその他証明書の副本、及び法定代表人又は主要責任者の身分証明書を提出するものとする。請求人が利害関係者である場合は、証明資料を提出するものとする。

(二) 専利権の有効証明。国務院専利行政部門から発行される専利登記簿副本。

専利侵害紛争が実用新案又は意匠専利に関わる場合、専利業務管理部門は、国務院専利行政部門から発行された専利権評価報告書の提示を請求人に要求することができる。専利業務管理部門から専利権評価報告書の提供を要求したが、請求人が正当な理由なく提出しない場合は、受理しなくてもよい。

請求人は、被請求人の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出するものとする。

第十五条 請求書には、以下の内容を明記するものとする。

(一) 請求人の氏名又は名称、住所、連絡先、法定代表人又は主要責任者の氏名、職務。代理人に委託した場合は、代理人の氏名、連絡先、及び代理機構、又は所属組織の名称、住所を提出するものとする。

(二) 被請求人の氏名又は名称、住所、連絡先。

(三) 処理請求を申し立てられる事項及び事実、理由。

関連証拠及び証明書類は、請求書の添付書類の方法で提出できる。請求書には、請求書が署名又は捺印するものとする。

第十六条 提出される資料が本弁法の関連規定に適合しない場合、事件処理担当者は請求人に速やかに説明するとともに、かつ補正すべき資料及び期間を書面にて一括して請求人に全面的に告知するものとする。指定期間内に補正された後、資料が本弁法第十四条、

第十五条に規定する条件を満たした場合、専利業務管理部門は速やかに立件するものとする。期間を過ぎても補正しなかったか又は補正したにもかかわらず関連規定に適合しない場合は、立件しない。

第十七条 権利侵害紛争の処理において、当事者は1～2名の代理人に委託することができる。代理人に委託する場合、当事者は、委託者が署名又は捺印した授權委託書を専利業務管理部門に提出するものとし、授權委託書には委託事項と代理権限を明記するものとする。

代理人は請求の肯定、放棄、変更、及び和解など当事者の重大な権益に関わる代理権限を代わりに行う場合、被代理人の特別授權を得るものとする。

第十八条 請求人が中国香港特別行政区、マカオ特別行政区、中国台湾地区の住民である場合、事件処理担当者はその関連身分証明を提出し、かつ要求通りの関連公証手続の履行をするよう要求するものとし、提供を拒否した場合は受理しない。代理人に委託する場合、提出される授權委託書は関連証明手続を履行するものとする。中国香港特別行政区、マカオ特別行政区、中国台湾地区住民が中国本土（大陸）で所持している合法的な居民居住身分証明書は有効な身分証明とすることができ、所持している港澳居民来往内地通行证、台湾居民来往大陸通行证は身分証明として行政裁決、調停及び口頭審理の傍聴に参加することができる。

請求人が外国人である場合、事件処理担当者は、その所在国の公証機関から公証された有効な身分証明の提出を要求するとともに、当該国にある中華人民共和国大使館・領事館の認証を得るものとし、提供を拒否した場合は、受理しない。代理人に委託する場合、提出される中華人民共和国域外で形成された授權委託書は、所在国の公証機関による証明を経るとともに、当該国にある中華人民共和国大使館・領事館の認証を得るものとする。中華人民共和国が締結した関連条約に証明手続に関する別段の規定がある場合は、その規定に準拠する。

国内で締結された授權委託書が、事件処理担当者の立会いの下で署名された、又は中華人民共和国の公証機関から公証を得た上で締結された場合は、認可するものとする。中国での永住権を取得した外国人の場合、その所持している外国人永久居留身分証は有効な身分証明である。

請求が既に受理された場合、専利業務管理部門は、指定された期限までに関連資料を補足として提出するよう請求人に要求することができる。期限を過ぎても正当な理由なく提

出されなかった場合は、法に基づきその事件を棄却することができる。

第十九条 専利権侵害紛争の行政裁決の請求期限は、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為及び権利侵害者を知った又は知り得べき日から起算して3年である。行政裁決の請求期限の中止、中断、延長事由は、「中華人民共和國民事訴訟法」の関連規定を参照して実行する。

請求人が行政裁決の請求期限を過ぎて専利権侵害紛争の行政裁決の処理請求を申し立てた場合、侵害被疑行為が請求時に継続しており、かつ係争専利権の有効期間内にあれば、専利業務管理部門はこれを受理するものとする。

受理後、被請求人が行政裁決請求期限の抗弁を行い、かつ行政裁決請求期限の中止、中断、延長事由がないと判明した場合は、事件棄却の処理を下すものとする。

第二十条 請求が本弁法の関連規定の条件を満たす場合、専利業務管理部門は、請求書を受け取った日から5営業日以内に立件し、かつ請求人に通知すると同時に、3名以上の奇数の事件処理担当者から構成される合議体を当該専利権侵害紛争の処理に指定するものとする。請求が本弁法の関連規定の条件を満たさない場合、専利業務管理部門は、請求書を受け取った日から5営業日以内に、立件しない旨を請求人に通知し、理由を説明するものとする。事案が特に複雑で又は他の特殊な事情がある場合は、専利業務管理部門の責任者による承認を経て、立件期間を5営業日延長することができる。

第二十一条 同一の専利権者の複数の専利権に関わるか、又は同一の専利権が複数の被請求人に関わる場合、請求人は別々に請求書を記入し、専利業務管理部門は別々に立件することができる。

請求人と被請求人が同一であるか、被疑侵害製品が同一であるか、又は同一の専利権に関わる事件について、専利業務管理部門は併合して審理することができる。

第二十二条 専利業務管理部門は、立件日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求人に送達し、その受け取った日から15日以内に答弁書を提出するとともに請求人の人数に合わせて答弁書の副本を提出するよう要求するものとする。被請求人は、中華人民共和国内に固定の住所がない場合、受け取った日から30日以内に答弁書を提出するとともに請求人の人数に合わせて答弁書の副本を提出するものとする。被請求人が期間を過ぎて答弁書を提出しなかった場合は、専利業務管理部門の事件処理に影響を与えない。被請求人が延期を申し立てた場合、その理由を説明するものとし、許可するか否かは、合議体が決定する。

被請求人が答弁書を提出した場合、専利業務管理部門は、受け取った日から5営業日以内に答弁書の副本を請求人に送達するものとする。

第二十三条 専利業務管理部門は、専利権侵害紛争事件を処理する過程において、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、関連自然人、法人又は非法人組織を事件の当事者として追加するものとする。

(一) 係争専利権の権利所有者が2人以上であるときにおいて、共有権者全員を共同請求人とするものとし、共有権者一部が関連実体権利を放棄すると明示した場合を除く。

(二) 被請求人が個体工商戸（個人商工業者）でかつ営業許可証に登録された経営者が実際の経営者と一致しないときにおいて、登録された経営者と実際の経営者を共同の被請求人とするものとする。

(三) 被請求人が個人パートナーであるときにおいて、パートナー全員を共同被請求人とするものとする。

(四) 法律法規に定めたその他の状況。

第二十四条 事件処理過程において、請求人が被請求人の追加を申し立て、受理条件を満たした場合、専利業務管理部門は追加の裁定を下すとともにその他の当事者に通知するものとする。

被請求人がその他の当事者を被請求人として追加した場合は、書面にて請求人に告知するものとする。請求人が追加に同意した場合は、追加を許可する旨の裁定を下す。請求人が同意しないが、事件の処理結果が当該当事者と法律上の利害関係を有する場合、専利業務管理部門は事件の審理に参加できる旨を通知し、当該当事者が参加を申し立てる場合は、その当事者を第三者として追加するものとし、当該第三者は当事者の関連権利・義務を有する。

被請求人又は第三者の追加請求については、口頭審理前に行われるものとする。そうでない場合はこれを支持しない。

第二十五条 合議体は、事件認定の事実、証拠、法的責任、準拠法、処理結果について全面的な合議を行うものとする。

合議体が事件を合議する場合は、多数決の原則に従う。合議には、記録を作成し、合議体メンバーが署名するものとする。合議中の意見の相違は、記録にありのままに記入するものとする。

第二十六条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争の処理にあたって、事案の状況に応じ

て口頭審理を行うか否かを決定することができる。口頭審理を行うことを決定した場合は、少なくとも口頭審理の3営業日前に口頭審理の時間、場所を当事者に通知するものとする。当事者は口頭審理の延期を申し立てる場合、合理的な延期事由を提示するものとし、許可するか否かは、合議体が決定する。当事者が正当な理由なく参加を拒否した、又は許可なしに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の取下げと見なして処理し、被請求立人に対しては欠席と見なして処理する。

第二十七条 専利業務管理部門は口頭審理を行う場合、口頭審理の参加者及び審理要点を記録に記入し、間違いないと確認した上で、事件処理担当者及び参加者が署名又は捺印するものとする。

国家秘密、個人プライバシーに関わるか又は別段の規定がある場合を除き、口頭審理は公開で行うものとする。営業秘密に関わる事件について、当事者が非公開審理を申し立てる場合は、非公開で審理することができる。

合議体は当事者の意思、事件状況、技術条件などの要素を総合的に考慮してオンライン口頭審理を実施することができる。オンライン口頭審理の具体的な要件及び手続は、国务院専利行政部門が別途規定する。

第二十八条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、専利業務管理部門は申立又は職権により事件処理を中止するものとする。

(一) 係争実用新案、意匠専利権が無効宣告を請求され、かつ国务院専利行政部門に受理された場合。

(二) 一方の当事者が死亡し、相続人の審理に参加するか否かの意思表示を待つ必要がある場合。

(三) 一方の当事者が民事行為能力を失い、法定代理人が確定していない場合。

(四) 一方の当事者である法人又は非法人の組織が終了し、権利義務の承継人が確定していない場合。

(五) 一方の当事者が不可抗力の事由により、審理に参加できない場合。

(六) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないものであって、当該別の事件が結審していない場合。

(七) 上級部門に指示を求め、法律適用問題などに属して、たしかに承認を待って審理を続行する必要がある場合。

処理を中止する事由が解消された後に、事件の処理を速やかに再開するものとする。

第二十九条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、専利業務管理部門は事件処理を中止しなくてもよい。

(一) 係争発明専利権が事件処理期間中に無効宣告を請求された場合。

(二) 専利権付与条件を満たさない欠陥が実用新案又は意匠専利権にあることが請求人から提示された専利権評価報告書に見当たらなかった場合。

(三) 被請求人が無効宣告請求を取り下げた後に事件の処理が再開され、その被請求人が再度無効宣告請求を行い、かつ中止を請求した場合。

(四) 無効宣告手続において係争専利権に対し有効を維持する旨の決定を下して既に発効している場合。

(五) 専利業務管理部門が中止を必要としないと判断したその他の場合。

第三十条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争の行政裁決事件を処理するにあたって、事件の事実を調査・認定した上で、法に基づき速やかに結審するものとする。事件の処理結果に応じて、結審方法は次のものを含む。

(一) 行政裁決の発行。専利権侵害紛争事件行政裁決書を発行する。

(二) 調停結審。当事者が調停合意に達した場合は、専利権侵害紛争調停合意書を発行する。

(三) 事件の棄却。専利権侵害紛争事件棄却決定書を発行する。

標準必須特許関連紛争に関する行政裁決及び調停について、本弁法に規定がない場合は、他の法律、行政法規、部門規則の規定を適用し、又は関連する司法解釈の規定を参照して実行することができる。

第三十一条 調停合意を達成した又は請求人が請求を取り下げた場合を除き、専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するにあたって、行政裁決書を作成し、以下の内容を明記するものとする。

(一) 当事者の氏名又は名称、住所。

(二) 当事者が陳述した事実及び理由。

(三) 権利侵害行為の成立可否の認定理由及び根拠。

(四) 権利侵害行為の成立が認められ、かつ権利侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じる必要がある場合は、権利侵害者に即時停止を命じる権利侵害行為の種類、対象及び範囲を明確化するものとする。権利侵害行為の不成立が認められた場合は、請求人の請求を棄却するものとする。

(五) 行政裁決に不服があり、行政訴訟を提起する方法と期間。

行政裁決書には専利業務管理部門の公印を捺印するものとする。

第三十二条 専利業務管理部門は、専利権侵害行為の成立を認め、権利侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じた場合、次の各号に掲げる措置を講じて権利侵害行為を制止するものとする。

(一) 権利侵害者が専利権侵害製品を製造した場合は、その製造行為を直ちに停止し、権利侵害製品を製造する特別設備、金型を破棄するよう命じ、しかも売り出されていない権利侵害製品を販売、販売の申し出、使用し、又はいかなるその他の手段でもそれを市場に出してはならない。権利侵害製品の保存が困難な場合は、権利侵害者に当該製品の破棄を命じる。

(二) 権利侵害者が専利権者の許諾を得ることなく専利の方法を使用した場合は、その使用行為を直ちに停止し、専利の方法を実施する特別設備、金型を破棄するよう命じ、しかも売り出されていない、専利の方法に基づいて直接得られた権利侵害製品を販売、販売の申し出、使用し、又はいかなるその他の手段でもそれを市場に出してはならない。専利の方法により直接得られた権利侵害製品の保存が困難な場合は、権利侵害者に当該製品の破棄を命じる。

(三) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利の方法により直接得られた権利侵害製品を販売した場合は、その販売行為を直ちに停止するよう命じ、しかも売り出されていない権利侵害製品を販売の申し出、使用し、又はいかなるその他の手段でもそれを市場に出してはならない。売り出されていない権利侵害製品の保存が困難な場合は、権利侵害者に当該製品の破棄を命じる。

(四) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利の方法により直接得られた権利侵害製品の販売の申し出をした場合は、その販売の申し出行為を直ちに停止し、影響を排除するよう命じ、しかもいかなる実際の販売行為も行ってはならない。

(五) 権利侵害者が生産経営の目的で専利権侵害製品を使用した場合は、その使用行為を直ちに停止するよう命じる。但し、専利権者の許諾を得ずに製造販売された専利権侵害製品であることを知らず、生産経営の目的で使用し、かつ当該製品の合法的な供給源を挙証して証明した場合、上記使用の停止を請求する旨の権利者の主張について、専利業務管理部門はこれを支持するものとする。但し、権利侵害を訴えられた製品の使用者が、当該製品の合理的な対価を既に支払ったことを挙証して証明した場合は除く。

(六) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利の方法により直接得られた権利侵害製品を輸入した場合は、権利侵害者に輸入行為を直ちに停止するよう命じる。権利侵害製品が既に国内に入っている場合は、当該権利侵害製品を販売、使用し、又はいかなるその他の手段でもそれを市場に出してはならない。権利侵害製品の保存が困難な場合は、権利侵害者に当該製品の破棄を命じる。権利侵害製品がまだ国内に入っていない場合は、行政裁決を関係税関に通知することができる。

(七) 権利侵害を行った出展者に対し、権利侵害を行った出展物を展示会から撤去し、対応する宣伝資料を破棄又は封印し、対応する展示板を交換又は覆い隠すなどの展示撤去の措置を取るよう命じる。

(八) 権利侵害行為を停止するその他の必要な措置。

専利業務管理部門は、電子商取引プラットフォームにおける専利権侵害行為が成立すると認め、行政裁決を下した場合、専利権侵害製品又は専利の方法により直接得られた権利侵害製品の関連ウェブページに対して削除、遮断、リンク切断、取引及びサービスの終了などの必要な措置を講じるようネットワークサービス提供者、電子商取引プラットフォーム経営者に通知し、プラットフォーム内経営者の権利侵害行為を制止するものとする。

第三十三条 既に下された専利権侵害紛争の行政裁決における係争専利の全部若しくは一部が無効であると宣告され、かつ無効宣告決定書が既に発効したと判明した場合、又は是正若しくは取り消しを必要とするその他の事情がある場合、専利業務管理部門は、職権又は申立により行政裁決を変更するか、又は取り消すものとする。但し、既に履行された、又は強制的に執行された専利権侵害紛争の処理決定には遡及効がない。

既に下された専利権侵害紛争の行政裁決書に文章表現などの誤りがあると判明した場合は、書面による決定の方法で補正又は訂正するものとする。

第三十四条 専利業務管理部門又は人民法院が権利侵害行為の成立を認め、かつ権利侵害者に権利侵害行為を直ちに停止するよう命じる旨の行政裁決を下したか又は判決が発効した後、権利侵害者が同一専利権について同一種の権利侵害行為を再実施し、専利権者又は利害関係者がその処理請求を申し立てた場合、専利業務管理部門は、権利侵害行為を直ちに停止するよう命じる旨の行政裁決を直接下することができる。

当事者が故意に専利権を侵害した場合、又は専利業務管理部門が行政裁決を下した後に、履行能力があるものの、その履行を拒否し、執行を回避し、専利業務管理部門の公信力に深刻な影響を与えた場合は、法に基づきそれを重大信用失墜主体名簿に取り入れて共同懲

戒を実施することができる。

第三十五条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争事件の処理にあたって、当事者の意思に応じて調停することができる。双方当事者が合意に達した場合は、専利権侵害紛争の調停合意書を作成し、専利業務管理部門の公印を捺印するとともに、双方当事者がこれに署名又は捺印する。調停が成立しなかった場合は、行政裁決を速やかに行うものとする。

調停書に支払内容が含まれ、かつ強制執行を受け入れる旨の承諾が明記された場合、当事者は「中華人民共和国公証法」の規定に従って、公証機関に強制執行の効力付与を申し立てることができる。当事者人が公証された調停書を履行せず、又は適切に履行しない場合、相手方当事者は法に基づき管轄権のある人民法院に執行を申し立てることができる。

第三十六条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、専利業務管理部門は専利権侵害紛争事件を棄却することができる。

(一) 立件後、受理条件を満たしていないことを発見した場合。

(二) 請求人が処理請求を取り下げた場合。

(三) 請求人が死亡し、若しくは抹消され、相続人若しくは承継人がいない、又は相続人若しくは承継人が処理請求を放棄した場合。

(四) 被請求人が死亡し、若しくは抹消され、遺産若しくは残余財産がなく、又は義務を引き受けるべき者がいない場合。

(五) 法に基づき事件を棄却すべきその他の場合。

係争専利の特許請求の範囲に2つ以上のクレームがある場合、請求人は、処理請求を申し立てる、被請求人により専利権侵害されたことの根拠となる請求項を請求書に明記するものとする。請求書にその記載がない又はその記載が不明確な場合、専利業務管理部門は、これを明確にするよう請求人に要求するものとする。説明後、請求人がなお明確にしない場合は、事件棄却の処理を下すことができる。

第三十七条 専利業務管理部門は、専利権侵害紛争の処理にあたって、立件日から3か月以内に結審するものとする。事件の複雑さにより期限延長が必要な場合は、専利業務管理部門の責任者が承認するものとする。承認を経て延長される期限は、最大1か月以内とする。事件の状況が特に複雑で又はその他の特殊な事情があり、延期しても事件を終了することができないものであって、一級上の専利業務管理部門の承認を経て引き続き延期した場合は、2か月以内の延長期限を同時に決定するものとする。

事件処理過程において、中止、公告、検証・鑑定、管轄異議申立及び当事者から申し立

てられた挙証期限延長及び和解期間は、前項にいう事件処理期間に算入しない。

第二節 権利侵害の判断

第三十八条 発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、そのクレームの内容を基準とし、明細書及び図面は、クレームの内容を説明するために用いられることができる。

意匠専利権の保護範囲は、図面又は写真に表された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真に表された当該製品の意匠を説明するために用いられることができる。

第三十九条 被疑侵害技術的思想が専利クレームに記載されたあらゆる技術特徴と同一又は均等である技術特徴を含む場合は、専利権の保護範囲に入ると認定するものとする。被疑侵害技術的思想の技術特徴がクレームに記載されたあらゆる技術特徴に比べ、クレームに記載された1つ以上の技術特徴を備えておらず、又は同一でも均等でもない技術特徴が1つ以上ある場合、専利権の保護範囲に入っていないと認定するものとする。

係争意匠製品と同一又は類似の製品において、係争意匠と同一又は類似の意匠を採用した場合は、被疑侵害意匠は係争意匠専利権の保護範囲に入っていると認定するものとする。

第四十条 同一の技術特徴とは、被疑侵害技術的思想の技術特徴と専利クレームに記載された対応する技術特徴が完全に同一であるか、又は被疑侵害技術的思想の技術特徴が下位概念であることを指す。

均等な技術特徴とは、被疑侵害技術的思想のある技術特徴が専利クレームに記載された対応する技術特徴に比べ、基本的に同一の手段で、基本的に同一の機能を実現し、かつ基本的に同一の効果を達成しており、かつ当業者にとって、権利侵害行為の発生時に創造的労働を払わずに、当該専利の明細書、図面及び特許請求の範囲を読んだ上で想到できる技術特徴を指す。

被疑侵害意匠と係争意匠との同一又は類似を判断する際に、意匠製品の用途に応じて、製品の種類が同一又は類似か否かを認定するとともに、意匠の全体的な視覚効果で設計特徴を総合的に判断するものとする。主に技術的機能により決められた設計特徴及び全体的な視覚効果に影響を与えない製品の材料、内容構造などの特徴について考慮しないものとする。

第四十一条 権利者は、専利出願人又は専利権者が専利権付与又は確定手続において、特許請求の範囲、明細書及び図面の範囲の修正又は意見陳述により放棄した技術的思想を、専利権侵害紛争の行政裁決事件において取り消し、専利権の保護範囲に再び組み入れた場

合、専利業務管理部門はこれを支持しない。

権利者は、専利出願人、専利権者が専利権付与・確定手続において特許請求の範囲、明細書及び図面に対して行った制限的な修正又は意見陳述が明確に拒絶されたことを証明した場合、専利業務管理部門は、当該修正又は意見陳述が技術的思想の放棄に結びつかなかったことを認定するものとする。

第四十二条 権利者が、明細書又は図面記載されているだけでクレームに記載されていない技術的思想を、専利権侵害紛争の行政裁決事件において専利権の保護範囲に組み入れた場合、専利業務管理部門はこれを支持しない。

第四十三条 2人以上が共同で権利侵害行為を実施し、他人に損害を与えた場合、「中華人民共和国専利法」第六十五条に規定する法的責任を負うものとする。

第三節 証拠

第四十四条 当事者は、事件において自己の主張を立証する証拠を提供する責任を有し、その提供される証拠又は証拠資料の真実性について責任を負い、挙証不足による法的結果を負担する。

専利権侵害紛争事件において、当事者及びその代理人が、客観的な事由で証拠を自ら収集できない場合、代理人は専利業務管理部門に調査通知書の発行を申し立てることができ、代理人は、調査通知書を持って、国家秘密、営業秘密又は個人情報プライバシーに関わらない関連証拠を、調査を受ける組織又は個人から調査・収集する。関係組織又は個人はこれに協力するものとする。

証拠は国の関係部門が保存し、当事者及びその代理人はそれを調べる権利を持っていない。証拠を自ら収集できない場合、当事者は書面にて専利業務管理部門に証拠の調査・収集を申し立てることができる。専利業務管理部門は請求、又は職権により関連証拠を調査・収集するか否かを決定することができる。

移送する事件について、移送機関が調査・収集した証拠資料は、事件の証拠として採用することができる。

第四十五条 新製品の製造方法に係る発明専利の場合、請求人が、専利の方法により直接得られた製品が新製品でかつ被疑侵害製品が、専利の方法により直接得られた製品と同一であることを挙証して証明すれば、被請求人は、その製品製造方法が専利の方法と異なることを挙証する責任を負う。

製品又は製品の製造方法の技術的思想が専利出願日前に国内外において公知となった

場合、専利業務管理部門は、当該製品が新製品に該当しないことを認定するものとする。

第四十六条 当事者が専利業務管理部門に提出した証拠及び証明資料は、真実かつ合法的であるものとする。

当事者から提供された証拠及び証明資料が中華人民共和国域外で形成された場合は、その出所を説明し、かつ所在国の公証機関による証明を経るとともに、当該国にある中華人民共和国大使館・領事館の認証を得るものとする。中華人民共和国が締結した関連条約に証明手続に関する別段の規定がある場合は、その規定に準拠する。

当事者から提供された証拠及び証明資料が中華人民共和国香港特別行政区、マカオ特別行政区、中国台湾地区で形成された場合は、関連証明手続を履行するものとする。

当事者が専利業務管理部門に提供する外国語の書証又は外国語の説明資料には、中国語の翻訳文を添えるものとする。中国語の翻訳文がない場合、当該証拠は提出されなかったものとみなされる。当事者が中国語の翻訳文に異議がある場合は、翻訳機関に翻訳文の提出を共同で委託するものとする。当事者が翻訳機関の選択について合意できない場合は、専利業務管理部門が翻訳機関を指定する。

第四十七条 専利業務管理部門は、証拠の調査・収集にあたって、当事者及び証人に質問し、閲覧、複製、測定、写真撮影、ビデオ撮像などの手段で現場検証を行い、被調査者に現場再生を要求することができる。

専利業務管理部門は、証拠の調査・収集にあたって、記録を作成するものとする。記録は事件処理担当者、調査される組織又は個人が署名又は捺印するものとする。調査される組織又は個人が署名又は捺印を拒否した場合は、事件処理担当者が記録に明記する。

第四十八条 専利業務管理部門は、証拠の調査・収集にあたって、サンプリングでの証拠収集の方法をとることができる。

製品の専利に関わる場合は、被疑侵害製品から一部をサンプルとして採取することができる。方法の専利に関わる場合は、当該方法により直接得られる被疑製品から一部をサンプルとして抽出することができる。

専利業務管理部門は、サンプリングでの証拠収集にあたって、記録及びリストを作成し、抽出されるサンプルの名称、特徴、数量及び保存場所を明記し、事件処理担当者、調査される組織又は個人が署名又は捺印するものとする。調査される組織又は個人が署名又は捺印を拒否した場合は、事件処理担当者が記録に明記する。サンプリングでの証拠収集リストは、被調査者に1部を交付すものとする。

第四十九条 証拠を紛失する可能性があり、又は後に入手が困難となる可能性があり、そのうえ、サンプリングでの証拠収集ができない場合、専利業務管理部門の責任者による承認を経て、専利業務管理部門はこれを登記保存し、かつ7日以内に決定することができる。

登記保存された証拠について、調査される組織又は個人は、破棄又は譲渡してはならない。

専利業務管理部門は登記保存にあたって、記録及びリストを作成し、登記保存された証拠の名称、特徴、数量及び保存場所を明記し、事件処理担当者、調査される組織又は個人が署名又は捺印するものとする。調査される組織又は個人が署名又は捺印を拒否した場合は、事件処理担当者が記録に明記する。登記保存リストは、被調査者に1部を交付するものとする。

第五十条 専利業務管理部門は、別の場所又は下級の専利業務管理部門に証拠の調査・収集への協力を委託する場合、明確な要求を提示するものとする。委託を受けた部門は、迅速、真摯に証拠の調査・収集に協力し、かつできるだけ早く回答するものとする。

第五十一条 権利を主張する当事者が相手方の当事者が関連証拠を所持している初歩的な証拠を提供し、専利業務管理部門は相手方の当事者にその把握している関連証拠の提供を命じることができる。相手方の当事者が正当な理由なくその提供を拒否するか又は虚偽の証拠を提供した場合、専利業務管理部門は、権利を主張する当事者による当該証拠に関する主張が成立すると認定することができる。

第五十二条 専利業務管理部門は、事件処理に参加し、技術調査意見を提出する技術調査官を指名派遣することができる。関連技術調査意見は、合議体が技術事実を認定するための参考とすることができる。技術調査官管理弁法は、国务院専利行政部門が別途規定する。

第五十三条 当事者が举证期限の満了前に、専門的な技術問題に対する鑑定を申し立てた場合、合議体は、双方当事者を手配して、資格のある鑑定人の決定、鑑定費用の負担方法について協議する。鑑定の必要がないと合議体が判断したか又は鑑定費用の協議が成立しなかった場合は、鑑定しない。鑑定人の決定に関する協議のみが成立しなかった場合は、合議体が鑑定人を指定する。

重大な公共利益に関わる場合、合議体は資格のある鑑定人に鑑定を委託することができる。

当事者が鑑定意見について異議があるか又は鑑定人が口頭審理に参加する必要があると合議体が判断した場合、鑑定人は口頭審理に参加するものとする。鑑定人が合議体の書面による通知を受けた後に、その参加を拒否した場合、鑑定意見を事実認定の根拠としてはならない。

第五十四条 専利業務管理部門は事件処理過程において、15 日以上の挙証期間を当事者に指定するものとする。挙証期間は、当事者が協議し、かつ専利業務管理部門の承認を経ることもできる。当該挙証期間は、当事者が通知書を受け取った日から起算する。当事者が挙証期間の延長を申し立てた場合、専利業務管理部門は、事件の状況に応じて延長するか否かを決定するとともに、双方当事者に通知する。

第四節 重大な専利権侵害紛争の行政裁決法

第五十五条 「中華人民共和国専利法」第七十条に基づき、国務院専利行政部門は、全国において重大な影響がある専利権侵害紛争の行政裁決に関する業務を手配・展開する。

前項にいう行政裁決について、本節に特別な規定がある場合は、その規定に準拠する。特別な規定がない場合は、本弁法のその他の章節の関連規定を適用する。

第五十六条 請求人は、全国において重大な影響がある専利権侵害紛争に対する行政裁決を申し立てる場合、本弁法第十四条、第十五条の規定に基づき、請求書、及び関連証明と証拠資料を提出すると同時に、被請求人の住所地又は権利侵害行為地の省・自治区・直轄市の専利事業管理部門から発行された、「中華人民共和国専利法実施細則」第九十六条でいう状況を満たす証明資料を提出するものとする。

第五十七条 省・自治区・直轄市の専利事業管理部門は、管轄区内の専利権侵害紛争の行政裁決請求について、全国において重大な影響がある専利権侵害紛争に該当すると認定した場合、国務院専利行政部門に報告して行政裁決請求を申し立てることができる。

第五十八条 国務院専利行政部門が行政裁決を下し、専利権侵害行為が成立すると認定した場合、権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ必要に応じて、権利侵害行為の適時な制止に協力・助力するよう国務院関係主管部門、地方人民政府の関係部門に通知するものとする。

第五節 医薬品専利紛争の早期解決メカニズムの行政裁決

第五十九条 「中華人民共和国専利法」第七十六条に基づき、国務院専利行政部門は、医薬品専利紛争の早期解決メカニズム行政裁決に関する業務を手配・展開する。

前項にいう行政裁決について、本節に特別な規定がある場合は、その規定に準拠する。

特別な規定がない場合は、本弁法のその他の章節の関連規定を適用する。

第六十条 当事者は、国務院専利行政部門に行政裁決請求を申し立てる場合、本弁法の前記条項に規定する受理条件を満たす他、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(一) 請求人は、「中華人民共和国専利法」第七十六条でいう医薬品市販許可申請者、専利権者又は利害関係者であり、利害関係者とは関連専利の被許諾者、関連医薬品販売許可保有者を指す。

(二) 関連専利情報が既に中国の市販医薬品専利情報登録プラットフォームに登録され、かつ医薬品市販許可の審査承認及び医薬品市販許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な連携弁法の関連規定に適合する。

(三) 国家医薬品審査評価機構から医薬品市販許可申請を公開された日から45日以内に、専利権者又は利害関係者が当該医薬品専利紛争について人民法院に訴訟を提起しなかった又は国務院専利行政部門に行政裁決請求を申し立てなかった場合、医薬品市販許可申請者は行政裁決請求を申し立てることができる。

(四) 1つの行政裁決の申立は、1つの市販許可申請された医薬品の関連技術的思想が、ある専利権の保護範囲に含まれるか否かの確認のみに限定される。

第六十一条 請求人は国務院専利行政部門に行政裁決請求を申し立てる場合、請求書及び次の各号に掲げる資料を提出するものとする。

(一) 主体資格証明書。

(二) 中国市販医薬品専利情報登録プラットフォームに登録された関連専利情報、国家医薬品審査評価機構情報プラットフォームにより公示された医薬品市販許可申請、並びに医薬品の技術的思想が関連専利権の保護範囲に含まれていない旨の声明及び声明の根拠。

(三) 請求人が医薬品市販許可申請者である場合は、登録を申請された医薬品の関連技術的思想をさらに提出するものとする。当該技術的思想に秘密情報が関わる場合は、別途提出かつ声明する必要がある。

第六十二条 国務院専利行政部門から下された行政裁決は、市販を申請される医薬品の関連技術的思想が関連専利権の保護範囲に含まれるか否かについて認定するとともに、理由及び根拠を説明するものとする。

行政裁決が下された後に、当事者に送達するとともに、国務院医薬品監督管理部門に写しを送付するものとする。

第三章 行政調停

第一節 調停手続

第六十三条 「中華人民共和国専利法」第六十五条に規定する場合を除き、専利業務管理部門は当事者の請求に応じて、次の各号に掲げる専利紛争について調停を行うことができる。

(一) 専利出願権と専利権の帰属をめぐる紛争。

(二) 発明者、考案者の資格をめぐる紛争。

(三) 職務発明創造の発明者、考案者の奨励と報酬をめぐる紛争。

(四) 発明専利出願が公開された後、専利権付与前に、発明を使用したか、適切な費用が未払いの紛争。

(五) その他の専利紛争。

前項第(四)号に掲げる紛争について、当事者が専利業務管理部門に調停を求める場合は、専利権が付与されたと公告された後に提出するものとする。

第六十四条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の調停請求を申し立てる場合は、請求書を提出するものとする。

請求書には、以下の内容を明記するものとする。

(一) 請求人の氏名又は名称、住所、連絡先、法定代表人又は主要責任者の氏名、職務、連絡先。代理人に委託した場合は、代理人の氏名及び代理機構の名称、住所、連絡先。

(二) 被請求人の氏名又は名称、住所、連絡先。

(三) 調停請求を申し立てる具体的な事項及び理由。

専利権侵害に係る賠償額の調停請求を単独で申し立てる場合は、関連専利業務管理部門から下された、権利侵害行為の成立を認定した旨の処理決定書の副本を提出するものとする。

第六十五条 専利業務管理部門は、調停請求書を受領した後に陳述意見通知書を作成し、請求書の副本とともに5営業日以内に被請求人に送達し、その受け取った日から15日以内に意見陳述書を提出するよう要求するものとする。

第六十六条 被請求人が意見陳述書を提出し、かつ調停に同意した場合、専利業務管理部門は、意見陳述書を受け取った日から5営業日以内に立件するとともに、調停の時間と場所を請求人と被請求人に通知するものとする。

被請求人が期限を過ぎても意見陳述書を提出しなかったか、又は意見陳述書において調停に応じない旨を表明した場合、専利業務管理部門は立件しないとともに、期限満了又は意見陳述書を受け取った日から5営業日以内に請求人に通知する。

第六十七条 請求人が正当な理由なく通知された時間通りに通知された場所で調停に参加しなかった場合、専利業務管理部門は自発的な請求取下げと見なして処理する。被請求人が正当な理由なく通知された時間通りに通知された場所で調停に参加しなかった場合、専利業務管理部門は合意に達しなかったと見なして処理し、事件棄却の方式で結審するとともに、双方当事者に通知する。

第六十八条 専利業務管理部門は専利紛争を調停する際に関連組織又は個人を招請して協力させることができる、招請された組織又は個人は、客観的な条件が許す限り、調停に協力するものとする。

第六十九条 当事者が調停を経て合意に達した場合、専利業務管理部門は調停合意書を作成し、公印を捺印し、かつ双方当事者が署名又は捺印する。合意に達しなかった場合、専利業務管理部門は、事件棄却の方式で結審するとともに、双方当事者に通知する。

調停書に支払内容が含まれ、かつ強制執行を受け入れる旨の承諾が明記された場合、当事者は「中華人民共和国公証法」の規定に従って公証機関に強制執行の効力付与を申し立てることができる。当事者が公証された調停書を履行せず、又は適切に履行しない場合、相手方当事者は法に基づき管轄権のある人民法院に執行を申し立てることができる。

第七十条 専利出願権又は専利権の帰属紛争で調停請求を申し立てる場合、当事者は、専利業務管理部門の受理通知書を持って、国務院専利行政部門に当該専利の出願又は専利権の関連手続の中止請求を申し立てることができる。

調停を経て合意に達した場合、当事者は15日以内に調停合意書を持って、国務院専利行政部門に回復手続を行うものとし、専利業務管理部門は結審した日から5営業日以内に、関連文書の写しを国務院専利行政部門に送付するものとする。合意に達することができない場合、当事者は、専利業務管理部門から発行された事件棄却通知書を持って、国務院専利行政部門に回復手続を行うものとする。中止請求を申し立てられた日から1年間経過しても中止延長請求を申し立てなかった場合、国務院専利行政部門は関連手続を自ら回復する。

専利業務管理部門は、専利権の権利帰属紛争の調停にあたって、2か月以内に結審するものとする。事件が特に複雑で期限延長が必要な場合は、専利業務管理部門の責任者が承

認するものとする。承認を経て延長される期間は、最大1か月以内とする。

第二節 実体基準

第七十一条 本組織の職務を遂行し、又は主に本組織の物質的技術的条件を利用して完成した発明創造は、職務発明創造とする。職務発明創造について専利出願を行う権利は、当該組織に属する。出願が承認された後、当該機構は専利権者となる。

次の各号に掲げる発明創造は職務発明創造に該当する。

- (一) 本来の職務の遂行中になされた発明創造
- (二) 本組織から交付された本来の職務以外の任務の履行においてなされた発明創造
- (三) 退職後、原組織からの移籍後、又は労使、人事関係の終了後1年以内になされた発明創造であって、原組織で引き受けた本来の職務又は原組織から割り当てられた任務に関連するもの
- (四) 主に本組織の資金、設備、部品、原材料又は対外的に公開されていない技術情報及びデータなどの物質的技術的条件を利用して完成した発明創造

第七十二条 「中華人民共和国専利法」第八条に基づき、委託開発又は共同開発の過程で完成した発明創造について、双方がその専利出願権及び専利権の帰属を合意した場合は、その合意に準拠する。合意がない場合、専利出願を行う権利は、完成させた又は共同で完成させた組織又は個人に該当する。出願が承認された後、出願した組織又は個人は専利権者となる。

第七十三条 発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。専利文書に署名する権利を有する発明者又は考案者は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (一) 専利法にいう発明創造が存在すること。
- (二) 発明者又は考案者が前記発明創造の実際の参加者であるものとする。
- (三) 発明者又は考案者は、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をしたこと。

第七十四条 「中華人民共和国専利法実施細則」第九十三条、第九十四条に基づき、専利権を付与された組織が発明者、考案者と合意しておらず、その法に基づき制定された規則規程に「中華人民共和国専利法」第十五条に規定する奨励、報酬の方法及び金額を規定していない場合は、以下の基準に従って調停を行う。

- (一) 1つの発明専利の最低賞金は4,000元以上である。
- (二) 1つの実用新案専利又は意匠専利の最低賞金は1,500元以上である。

(三) 職務発明創造の実施を他人に譲渡、許諾した場合、職務発明創造を利用して価格を定めて投資した場合、職務発明創造を自ら実施するか又は他人と協力して実施した場合は、「中華人民共和国促進科技成果转化法」(科学技术成果の実用化を促進する法)第四十五条の規定に基づき、発明者及び考案者による発明成果の実施、実用化への貢献度、及び特定の専利が製品利益に与えた貢献度に応じて、合理的な報酬を与えるものとする。

第七十五条 「中華人民共和国専利法実施細則」第二百条第一項第(四)号でいう紛争を調停する際に、発明専利出願の公開時に出願人が保護を求める範囲が発明専利の授權公告時の専利權保護範囲と矛盾し、被疑技術的思想が上記2つの範囲に含まれる場合、専利業務管理部門は、被請求人が仮保護期間中に当該発明を実施したと認定するものとする。被疑技術的思想がそのいずれかの範囲にのみ含まれる場合、専利業務管理部門は、被請求人が仮保護期間中に当該発明を実施していないと認定するものとする。

前項の紛争が分割出願に関わる場合、当該分割出願の公開日は、原出願と分割出願のうちの公開が早い日とする。

第三節 専利開放許諾実施紛争の行政調停

第七十六条 「中華人民共和国専利法」第五十二条の規定に基づき、国務院専利行政部門は、専利開放許諾の実施で生じた紛争の調停を手配することに責任を負う。

前項紛争の調停について、本節に特別な規定がある場合は、その規定に準拠する。特別な規定がない場合は、本弁法のその他の章節の関連規定を適用する。

第七十七条 当事者は専利開放許諾の実施料基準及び支払方法、開放許諾の発効日、専利許諾期間などの内容について生じた紛争について、自発的に調停を受け入れる場合、国務院専利行政部門に調停を申し立てることができる。

第七十八条 調停を申し立てる場合、次の各号に掲げる資料を提出するものとする。

(一) 調停申立書。調停申立書には、双方当事者の氏名又は名称、住所、連絡担当者、連絡先、調停を申し立てる紛争事由、争議の簡単な説明、調停を申し立てる事項などの内容を明記するものとする。

(二) 申立人の身分証明書類。主に自然人の身分証明書、法人又は非法人組織の営業許可証の副本、又は主体資格のその他証明資料を含む。そのうち、自然人は、自然人の身分証明書のコピーを提出するとともに、コピーに署名して確認するものとする。法人又は非法人組織は、営業許可証の副本、又は主体資格のその他証明資料のコピー、法定代表人又は主要責任者の身分証明書のコピーを提出するものとする。上記コピーにはすべて公印を

捺印するものとする。

(三) 関連証拠資料。登録された専利開放許諾声明、有効な専利開放許諾実施契約書など事件に関連する証拠資料を含むがこれらに限定されない。

(四) 授權委託書。申立人は代理人として調停に参加する1～2人を指名することができる。申立人は代理人に調停への参加を委託する場合、書面による授權委託書を提出するものとする。授權委託書には、委託事項、権限及び期限を明確に記載するものとする。

(五) 事件調停に関連するその他の資料。

第七十九条 調停を経て合意に達し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、調停合意書を作成するものとする。

(一) 当事者の一方が調停合意書の作成を要求する場合。

(二) 支払内容があり、かつ迅速に完了できない場合。

(三) 調停の事項に重大、困難、複雑な紛争を伴う場合。

(四) 調停合意書を作成すべきその他の場合。

第四章 法的責任

第八十条 専利業務管理部門が、専利権侵害行為の成立を認定するとともに、権利侵害者に権利侵害行為を直ちに停止するよう命じる旨の行政裁決を下した後、被請求人が人民法院に行政訴訟を提起した場合は、訴訟期間中に行政裁決の執行を停止しない。法律・行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に準拠する。

被請求人が期間を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為を停止しない場合、専利業務管理部門は被執行人の履行期間の満了日から3か月以内に、人民法院に強制執行を申し立てることができる。専利業務管理部門が、上記執行申立の期間内に、人民法院の強制執行を申し立てなかった場合、発効した行政裁決で決定された権利者又はその相続人、権利承継人は6か月以内に、人民法院に強制執行を申し立てることができる。

第八十一条 専利業務管理部門の法に基づく職権行使を拒否、妨害し、治安管理条例違反行為に該当する疑いがある場合は、公安機関に移送して処理するものとする。犯罪の疑いがある場合は、法により刑事責任を追及するものとする。

第八十二条 当事者は、その事件手続において知り得た国家秘密、営業秘密又は個人情報プライバシーを秘密として保持する義務を負い、上記情報を無断で開示し、使用し又はその他人の使用を許可した場合は、対応する法的責任を負うものとする。

事件処理担当者及びその他の職員が職権乱用、職務怠慢、不正行為を行った、又は事件処理過程に知り得た国家秘密、営業秘密又は個人情報プライバシーを漏洩し、まだ犯罪を構成していない者は、法により処分を与える。犯罪の疑いがある者は、司法機関に移送して処理する。

第五章 付則

第八十三条 専利業務管理部門は行政裁決を下した場合、その下した日から20営業日以内に、法に基づき公開し、政府ウェブサイトなどの手段を通じて事件情報を適時に公表するものとする。行政裁決を公開する場合は、国家秘密、営業秘密、個人情報プライバシー及び公開することが不適切なその他情報を削除又は隠すものとする。

行政裁決が行政訴訟により変更されたか又は取り消された場合、変更又は取り消し日から20営業日以内に、変更又は取り消しに関わる情報を公開するものとする。

第八十四条 本弁法は国务院専利行政部門が解釈を担当する。

第八十五条 本弁は2025年2月1日より施行する。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/30/art_74_196968.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。